

令和6年12月

農業委員会
総会議事録

令和6年12月5日
武雄市農業委員会

令和6年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年12月5日（木）
(開会) 13時20分 (閉会) 14時02分

2. 場 所 東川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席番号	氏名	出席	欠席	議席番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜		○
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 経憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

- | | |
|-----------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について | |
| 議案第5号 武雄市非農地証明願について | 3件 |
| 報告第1号 非農地判断について | |

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 定刻前ですが、皆さん、お揃いのようですので、令和6年12月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、12番原田 宗喜委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

- 会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和 6 年 12 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、6 番 池田 有 委員、14 番 井手 広夫 委員
を指名します。
今回は、議案第 1 号から第 5 号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 11 月総会審議後の転用許可状況について報告。

- 会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。
(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

- 会 長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第 1 号についてご説明いたします。資料は、議案書の 1 ページです。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番、権利の内容は、所有権移転。土地は、○○町の畠 1 筆で 830 平米。譲渡人は、高齢になり、耕作が困難になった。譲受人は、自身が役員をしているグループホームの隣にあるので、耕作しやすいということで、申請がされております。農地の価格は 1 筆○○円となっております。
申請番号 2 番、権利の内容は所有権移転。土地は○○町の田 2 筆の 1,621 平米。譲渡人は農業機械等を処分したため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は 2 筆で○○円となっております。
以上 2 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 議案の説明が終わりました。この2件について。地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

○○番 1番の件ですけれども、○○町の○○という所にあって、家と畠がそこにあるわけですけれど、譲渡人の○○さんの持ち家と畠でありまして、譲受人の○○さんが、この畠を借りて元々作られていて、その家の方は○○さんの娘さんがグループホームをされておりまして、今度、買って畠を自分で今までどおり耕作するということで、確認しましたけれど、色々作物を作つておられました。機械等も自分で取り揃えてしておられまして、別に何ら問題ありませんでした。ということで判を押しました。以上です。

会長 他にございませんか。

○○番 2番の件ですが、ここは○○さんの牛舎のすぐ隣にある田んぼです。それで周りにも迷惑をかけないということで、印鑑を押しました。以上です。

会長 ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 他に質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会長 次に議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号1番、土地は○○町の田2筆、976平米。高齢であり、後継者がお

らず、借り手も見つからない状況である。今後農業を継続することが困難なので、集合住宅を建設して土地の活用を図りたいということで、集合住宅 1 棟の建設を計画されております。工事の完了の時期は、令和 7 年 7 月 31 日です。

申請番号 2 番、土地は○○町の田 1 筆、畠 1 筆、合計 2 筆で 435 平米。こちら、2 筆とも、農振除外済となっております。県道の道路拡張に伴い、現在の居宅を解体し新築移転するということで、同時利用地を含め、総面積 1061.18 平米に一般住宅の建設を計画されております。工事完了の時期は、着工後 1 年となっております。

農地区分及び許可基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
4 条 1 番は○○委員、よろしくお願ひします。

○○番 3 反ほど稲作をされておりますけれど、今年までは作っておられました。その内の一反分ぐらいをアパートを造りたいということで申請がありまして。娘さんが 3 人おられますけど、3 人とも嫁いで後継者がいないと。もちろん圃場整備も何もしてない所ですので、作ってくれる人がいないわけですけど。そういうことで、年齢も年齢ですので、徐々に減らしていきたいということで、今年は一反ほどアパートに変えたいということで申請されました。別に本人の年齢とか環境を考えると、やむを得ないなということで判を押しました。

会長 それでは 2 番、○○委員、お願ひします。

○○番 補足説明は特にありません

会長 あそこは家の前で、あそこに移さないといけないということで、場所がなかったということで。

会長 それでは、地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 2 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は○○町の畠2筆、571平米。不動産業を営んでいるが、事業拡大のため賃貸住宅を建築したいということで、同時利用地を含む総面積1683.01平米に5棟15戸の賃貸住宅を計画しております。工事完了の時期は令和8年3月31日です。

農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

1番、○○委員、お願いします。

○○番 場所は、これも○○町の○○という所にありますて、譲渡人の○○さんが元々住んでおられましたけど、相当昔ですね、もう建物はそのまま残っていて、荒れ放題で、今にも壊れそうない家があるわけですけど。周りの畠を今度、株式会社○○が賃貸住宅を建てたいということで、見に行きましたけども、建物も相当古くて使い物にならないわけですけど、畠そのものも、市街地の真ん中にあって、耕作するにはちょっと無理があるかなということで、判を押しました。

会長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
質疑、何かございませんか。
○○番。

○○番 単価はいくら。農地の売買価格。広さは全部でいくらか。

事務局 農地だけの価格は分からないですけど、宅地、山林とか全部合わせての土

地代は〇〇円。広さは 1683.01 平米です。

会 長 他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑等も特になくないので、議案第 3 号の質疑をとどめます。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議議案第 4 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第 4 号を議題といたします。

議案第 4 号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。資料は別冊です。

事務局 1 ページをご覧ください。こちらに「令和 6 年度第 9 号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし。

橋町、田、新規、2 件、3 筆、6, 991 m²。

再設定、4 件、6 筆、26, 435 m²

朝日町、田、新規、2 件、5 筆、10, 603 m²。

再設定、3 件、5 筆、7, 464 m²。

畠、再設定、1 件、1 筆、111 m²。

若木町、なし。

武内町、田、新規、1 件、4 筆、8, 078 m²。

東川登町、田、新規、1 件、1 筆、1, 802 m²。

再設定、9 件、19 筆、29, 948 m²。

西川登町、なし。

山内町、田、新規、3 件、4 筆、7, 895 m²。

再設定、16 件、23 筆、31, 449 m²。

畠、新規、1 件、1 筆、7, 505 m²。

北方町、田、新規、1 件、2 筆、3, 902 m²。

再設定、8件、14筆、19, 125m²。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権の変更については、23ページ、解除については24、25ページに記載しておりますのでご確認ください。
以上、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会長 それでは、意見もないようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について3件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について御説明いたします。資料については、議案書4ページとなります。

議案第5号 武雄市非農地証明願。

申請番号1番、土地は○○町の畑1筆。昭和37年に新築した際に、進入路として整備して現在に至る、ということで、人為的に無断転用された土地であり、その転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は○○町の田1筆。昭和56年に自営業の鉄工業のため、資材置場にしようと整地したが、その後、自営業を辞め、現在は雑種地となっている。非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は○○町の畑2筆。戦後開墾され、みかんが栽培されていたが、いつのころからか耕作されなくなり、山林状態となっている、ということで、自然的荒廃土地であり、耕作できなくなつてから10年以上経過

していることから、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

○○委員、どうぞ。

○○番 3 番の○○さんですけど。申請人の方が○○の方に住まれております、郵送で書類等が送られてきましたので、早速、現地確認を推進委員の方と二人で、現地まで見に行きました。完全に山林化されていて、機械も何も入れる所が全くないという感じで、どうもこうも無理だろうというような農地で、判子を押しました。以上です。

会長 他にございませんか。

地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第 5 号 武雄市非農地証明 3 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 3 件については原案どおり証明することに決しました。

《報告第 1 号 非農地判断》

会長 次に報告第 1 号「非農地判断について」を議題といたします。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 私の方から別冊になりますが、非農地判断の調査結果一覧表について、ご報告したいというふうに思います。今回は橘町についての報告という形になります。橘町につきましては、全域からですね、非農地対象とする農地、219 筆ほどを抽出しております、今回、174 筆の法務局への提出を予定しております。最初ですね、219 筆を抽出いたしまして、委員の皆さんに調査をしていただきまして、199 筆を抽出しております。調査につきましては、地目が宅

地または現地が宅地になっているもの、その隣接する農地につきましては、除いております。山に近い林野化した農地を対象としております。航空写真の方からですね、山林とはつきりわかるもの、それと現地を確認しなきやいけないものというふうに分けまして、現地を確認してもらわなきやいけないものについてですね、農業委員さんと推進員の方に現地で確認してもらったところでございます。農地の中で、農振地の農地、表の中で 1 ページの方で言いますと、右から 4 列目のところの農振区分ですね、そこの欄には農振地になっているものについて農振地とつけております。その部分につきましては、特に注意をして、現地の調査をお願いしたいというところでございます。そして調査につきましては、9月2日から14日の2週間にわたって調査をしていただきました。その結果は、表の中央にあります判断結果というところで、そこに山か山林か原野かということで、調査をして回ったところでございます。農振地の農振除外につきましては、農林課の方で、5年ごとに、5年に1回ですね、見直しを行うということで、今後、今度はですね、令和8年内に見直しをするということで、そこで変更をしていただくということになります。

調査の結果といたしましては、山林が約8割、原野が2割で、農地の場合はですね、5%弱という結果になっております。あと、農林課の方の中山間、多面交付金、それとワイヤーメッシュ、電柵ですね、といった補助金等がございますが、その分について確認してもらってますが、該当の土地はありませんでした。それと農地確認、非農地確認の通知につきましては、令和6年10月11日に199筆、111人に送付をしております。異議がないかということで確認をしていただきました結果、どうしても郵送で届かないものというものがありました、それが17件。ちょっとまだ農地として使用するものということで、8筆ございまして、174件ということで、なったところでございます。

嘱託登記につきましては、法務局と協議をいたしまして、1月からですね、50件ほどずつ送ってくれということでございますので、このうちの50件ずつ送っていくような形で処理をしていくという形になります。

今後の予定ですが、現在、朝日町のですね、大字甘久、これが97件。武雄町大字富岡、永島、これ129件、この分についてですね、調査をしていただいております。朝日町の甘久につきましては11月28日付けで、所有者の方に非農地通知の送付を行いまして、意思確認を行っているところでございます。その後、武雄町の大字富岡、永島の129件の方の非農地通知の送付を行いまして、との残りのですね、朝日町の大字中野、これが580件ほどあります。この部分を、来年の3月末までぐらいに、現地調査をお願いし、登記を進めていきたいというふうに思っております。そして、武雄町の大字武雄を、これが600件ほどございますので、これの現地確認を来年一杯、12月、来年12月いっぱいぐらいまで調査ですね。いただきたいというふうに思っているところです。そういう形でちょっと、順次、法務局の方が、ちょっと1回に50件ずつで、1月に言われたのが、最初言われたのが60件ぐらいという

ことでございましたので、スピードがあんまり早くないので、やっぱり早く調査しても、経過、期間があきますので、調査についてはそういう形で、ずらした形で、していただくような形なのかなというふうに思っております。後の町につきましては、調査内容を一応、現地調査ですね、もう1回再確認をしながら、町の順序はですね、決めていかなければいけないかなというふうに思っております。今している朝日、武雄で、来年一杯、再来年の3月ぐらいまでに登記になっていくような形なので、全体が終わるのは、4~5年はかかるような形になるのかなというふうには思っております。

一応、非農地については、どうしても、なかなか山林化しているところの分については、地目変更の登記までなかなかしてもらえないということがございまして、こういった形でちょっと、原野化している部分はですね、嘱託登記で行っていくという形を今年度からしております。他の町の分もお願いする形になりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。報告は以上です。

会長 ありがとうございました。松尾委員、中村委員、お疲れ様でございました。
それでは、報告第1号につきまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 よう考えたら。私もこの前、調査に行きました。中には綺麗に草を払っている所もあった。そがん者が馬鹿を見る制度、はっきり言うたら。結局ですよ、固定資産税は、これをすることにより安くなる、農地でなくなる。それで、農業委員会も通さないで宅地開発もできるようになる。真面目に草なんかを払っていたら、これをすることによって、馬鹿を見るようになるような感じがする、こともなかかなと思ったわけです、しょってですね。綺麗にやっぱ何件か畑のままあったのもありましたけど、回った時に、武雄町で一緒に回ったときですよ。それはやっぱり綺麗に家のそばとか草とか払ってある。それは畑にしたと思うんですよ。何かそこ、私はこういうのに矛盾を感じた。意見として言うわけです。そがんとこのあるねって思っただけで、そこをどうとか言うのではなくて、そういうとこ考えられるっていうところだけ、一言。

事務局 その件ですが、一応最初に言いましたように、地目が宅地または現況が宅地のところの近辺は除いてというふうに基本的にしております。今回、回った所では、ちょっと近いところがございました。できればそういうところはもうちょっとそういう形の語弊とかいうのも出てきますので、原野化した所の付近ということでの対象地区をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〇〇番 言わなくても良かったけど、感じただけです。

会長 非農地証明を出すのも、もう20年も30年でやっぱり荒廃しているとか、

そういうこともあってやっぱり非農地を出した方がいいところと、この時効を待って、売ろうと思って持っている方ももちろん中にはいらっしゃると思いますけど。でも、そういうちょっと厳しいですねここに該当事項が該当しないと出せない所もありますので、そんな所は理解をちょっとしていかないといけないと思っております。

事務局 武雄町が一番ですね。

〇〇番 やっぱり、今後道路ができたりする所にそういった物件があって、我々が回って、山林と認めて。いや、畠でそのままで良かったっていう見方もある。

会長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第1号の質疑をとどめます。

—————《閉　　会》—————

会長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年12月の農業委員会総会を終わります。